

福岡県公報

令和二年三月十三日
第八十六号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) …………… 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第三十七号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

令和二年三月十三日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 北九州市(若松区)の表中	医療法人三芳会若戸病院	〃	〃	大字小敷一四六	を
一 病院 大川市の表中	若戸病院	〃	〃	小敷ひびきの一〇〇一	に改める。
一 病院 大川市の表中	福田病院	〃	〃	大字向島字東裏田一七一七番地の三	を

一 病院 宗像市の表中	福田病院	〃	大字向島一七一七―三	に改める。
一 病院 福津市の表中	宗像医師会介護老人保健施設よつづか	〃	田熊五一五―六	を
	介護老人保健施設よつづか	〃	田熊五一五―六	に改める。
	北九州宗像中央病院	〃	福元二―二―五	を
一 病院 遠賀郡の表中	宮城病院	〃	上西郷字マ子キ三九二番地の一	を
	北九州津屋崎病院	〃	渡一六九三番地	を
	津屋崎中央病院	〃	渡一五六四番地	を
	宮城病院	〃	上西郷字マ子キ三九二―一	に改める。
	津屋崎中央病院	〃	渡一五六四	に改める。
一 病院 遠賀郡の表中	芦屋中央病院	〃	遠賀郡芦屋町幸町八一三〇	を

二 老人ホームの表中

芦屋中央病院

遠賀郡芦屋町大字山鹿二八三―七

に改める。

特別養護老人ホームたちばな苑

嘉麻市上山田字木城八一八―一八

を

特別養護老人ホームたちばな苑

嘉麻市上山田八一八―一八

に改める。